



平成23年8月18日現在

「使用電力状況報告書」に係る 記載マニュアルの更新について

【8月2日最終更新 版】より



提出電子媒体の変更について

- 6月22日に以下の資料を公開したが、「使用電力状況報告書に係る記載マニュアル」が更新され、地域の**経済産業局への提出物に変更があった。**

- ORCAプロジェクト Webサイト掲載資料

- 医療機関における夏期の電力需給対策

http://www.orca.med.or.jp/information_old/limit-to-electric-use-2011-07-01.pdf

- 主に変更された部分

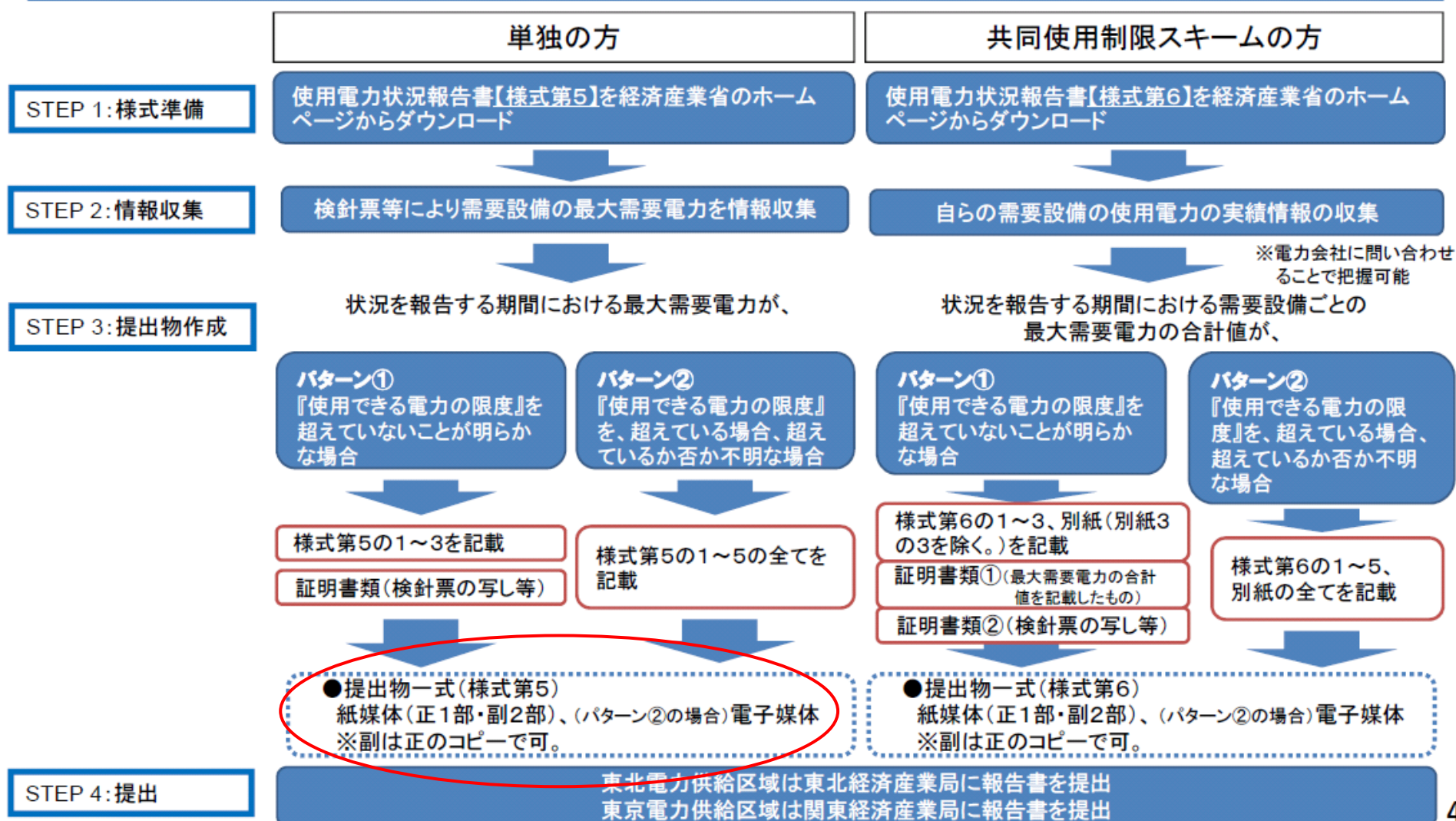
- 「使用できる電力の限度」を、超えていないことが明らかな場合であってもなくても、報告書は「紙＋電子媒体」の提出が必要。

変 更

- 「使用できる電力の限度」を、超えている場合、超えているか否か不明な場合にのみ、「紙＋電子媒体」の提出が必要。
超えていないことが明らかな場合は「紙媒体」のみでよい。

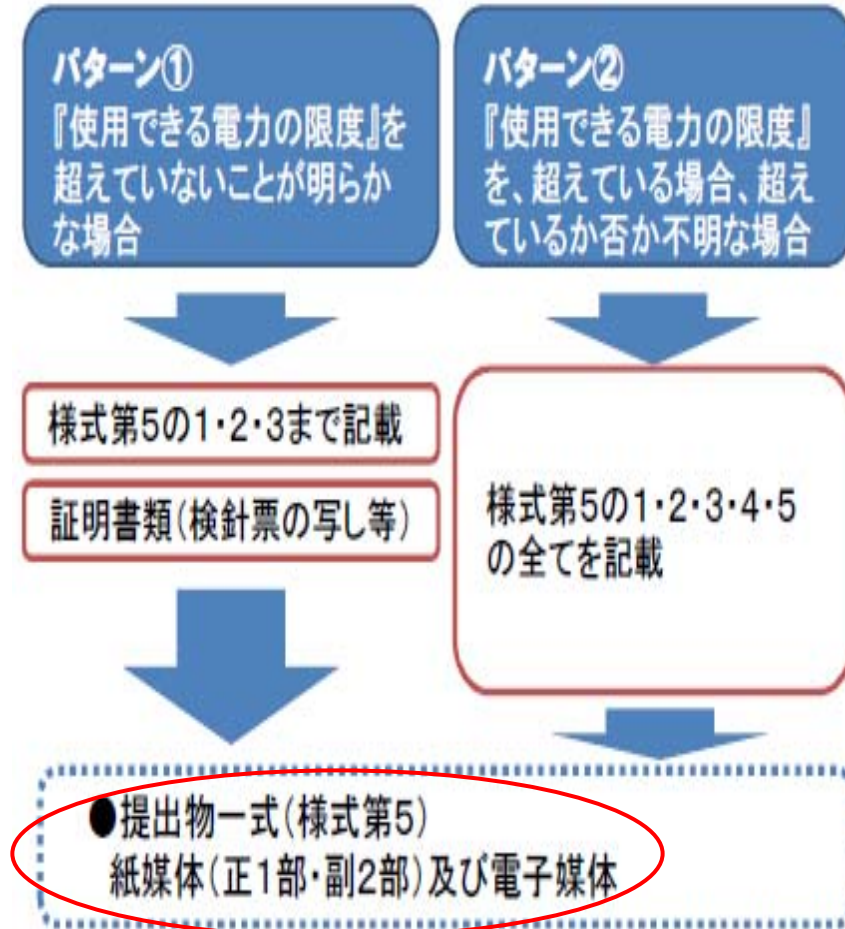
報告書提出までの大まかな流れ

使用制限の対象者は、使用制限が行われた期間における電気の使用状況について、所定の報告書様式(使用電力状況報告書【様式第5】【様式第6】)に必要事項を記載し、経済産業大臣に提出することが必須となっています。なお、報告書提出の期限は検針日から15日以内としており、提出先は経済産業局(関東もしくは東北)となっております。使用電力状況報告書の様式は、単独で実施している方と共同使用制限スキームを活用し実施している方で異なります。

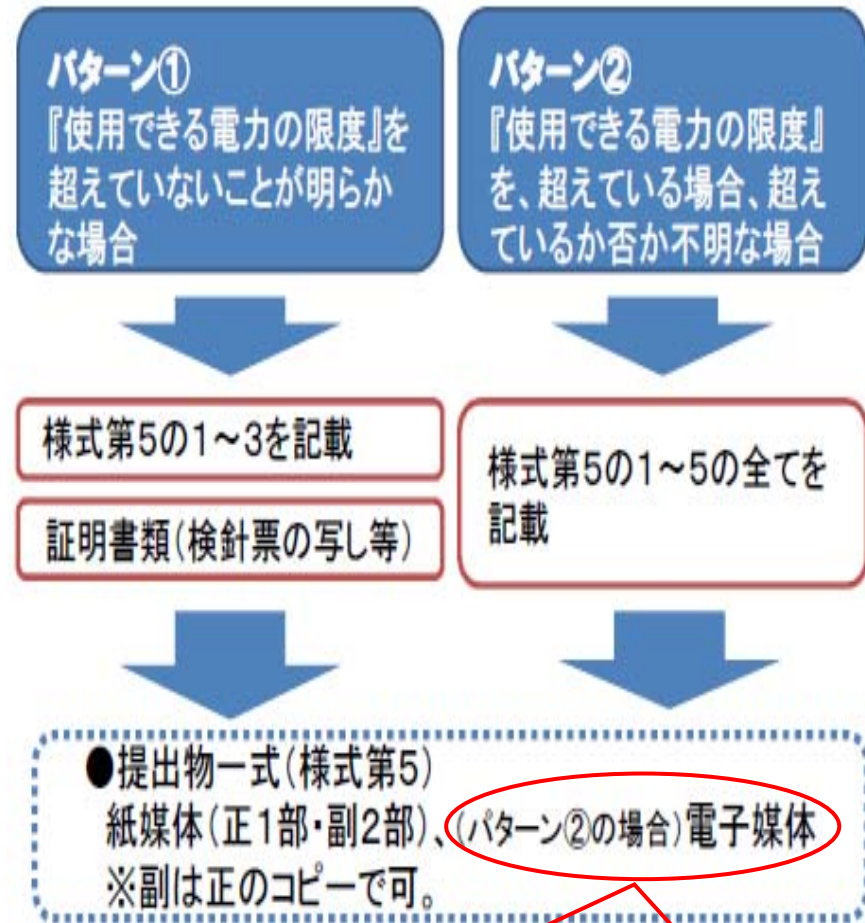


変更点

6月版 記載マニュアル より



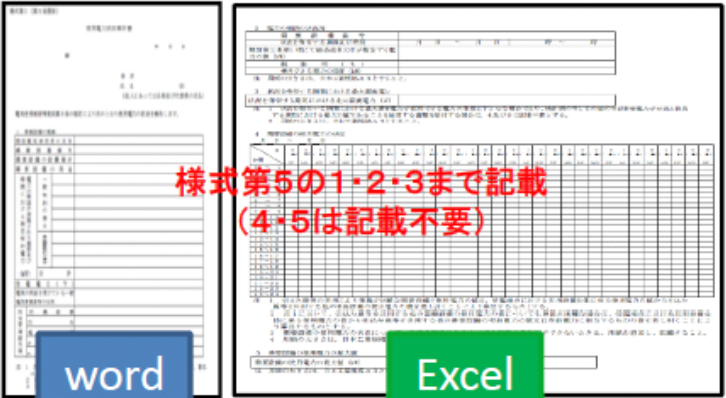
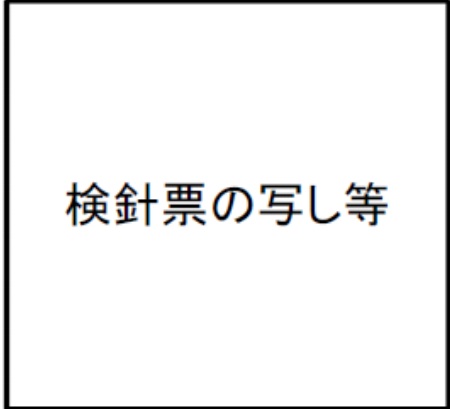
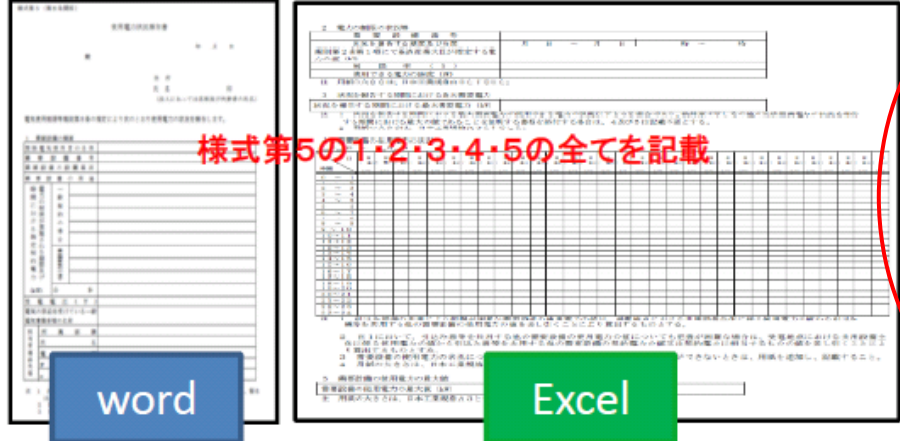
8月2日最終更新版 より



パターン②の場合にのみ、
電子媒体も提出に変更された。

※ 共同使用制限スキームの方も同様

具体的な提出書類について(単独の場合)

分類	提出書類一式	
単独	○提出書類1:様式第5  様式第5の1・2・3まで記載 (4・5は記載不要)	○提出書類2:証明書類  検針票の写し等
	○提出書類:様式第5  様式第5の1・2・3・4・5の全てを記載	 電子媒体 (CD-R、USB等)

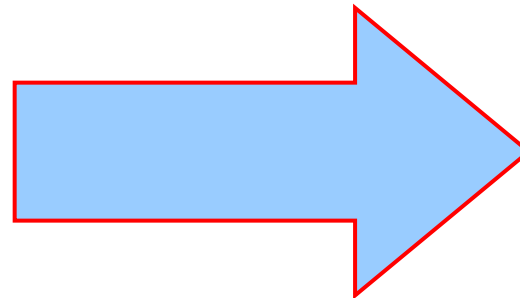
※状況報告書は、電気事業者に実績値を確認のうえ作成すること。

※使用できる電力の上限を超過した場合には「超過理由書(単独用)」を添付すること。

変更点

6月版 記載マニュアル より

分類	
単独	【パターン①の方】 ■提出書類一式 ・紙媒体(正1部、副2部) ・添付書類(検針票等) ・電子媒体 ※提出書類1はWordとExcel形式、提出書類2はPDF等の形式で保存のこと
	【パターン②の方】 ■提出書類一式 ・紙媒体(正1部、副2部) ・電子媒体 ※提出書類はWordとExcel形式で保存のこと



パターン②の場合
にのみ、電子媒体も
提出に変更された。

※ 共同使用制限スキームの方も同様

8月2日最終更新版 より

分類	
単独	【パターン①の方】 ■提出書類一式 ・紙媒体(正1部、副2部) ※副は正のコピーで可。 ・添付書類(検針票等) ※電子媒体の提出は不要
	【パターン②の方】 ■提出書類一式 ・紙媒体(正1部、副2部) ※副は正のコピーで可。 ・電子媒体(CD-R、USB等) ※提出書類はWordとExcel形式で保存のこと

経済産業省のWebサイト(節電関連)は、前回の資料公開時にくらべ、数多くの資料が更新されています。

詳細は下記のURL等をご覧ください

■ 節電 ―電力消費をおさえるには―

<http://www.meti.go.jp/setsuden/>

■ 電気事業法第27条による電気の使用制限の発動について

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

■ (状況報告)記載マニュアル

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-15.pdf>